

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年 4月 1日

いなべ市長 日沖 靖

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

岡丁田地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年11月 7日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 1経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 地域農業の将来のあり方

集落の中心となる農業者に集落の農地を集積する。

水路・農道等は農地所有者が共同作業により維持管理する。